

番
平成 年 月 日 号

都道府県知事／区市町村長（注）

総務大臣

印

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号の情報通信技術地域人材育成・活用事業
交付金事業交付申請書により申請のあった情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金（以
下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭
和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により下記の
とおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

」等

と記載すること。

記

1 交付金の額 金 千円

2 交付の条件は、別紙のとおりとする。

別紙（様式第2号関係）

- (1) 適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 交付金事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金交付要綱に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 交付金事業の遂行状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 交付金事業が完了したとき（交付金事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 交付金事業の経理については、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (9) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (10) 取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- (11) 当該年度に取得財産等があるときは、第14条に定める報告書に取得財産等明細表を添付しなければならない。
- (12) 大臣は、交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。
- (13) 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- (14) 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- (15) 前号の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- (16) (12)の規定は、前号の承認をする場合において準用する。

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により同交付金千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事／区市町村長 印 等
と記載すること。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 変更する事業内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が交付金事業に及ぼす影響
- 5 変更による事業費の変更

（単位：千円）

経費区分	変更前	変更後
人材育成・招へい費		
ICT関連システム 設計・構築費		
ICT関連機器・設備 整備費		
合計		

- 6 交付金の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、交付金交付決定の通知を受けた後において、交付金事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする交付金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする金額 金 千円

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金金額

様式第5号（第11条関係）

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された情報通信技術地域人材育成・活用事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、申請します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事／区市町村長 印 」等
と記載すること。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 中止（廃止）する事業内容
- 3 中止（廃止）理由
- 4 中止期間又は廃止年月日

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業交付金事業について、下記の事故が発生したので、報告します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事／区市町村長 印 」等
と記載すること。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 事故の内容及びその原因
- 4 現在までに要した経費
- 5 事故に対してとった措置
- 6 交付金事業の遂行及び完了の予定

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

1 交付金事業の名称

2 交付金事業状況表

（単位：千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
人材育成・招へい費					
ICT関連システム設計・構築費					
ICT関連機器・設備整備費					
合計					

3 実施状況

着手日	
事業の実施状況	